

防府市留守家庭児童学級保育基準

(趣旨)

第1条 この防府市留守家庭児童学級保育基準（以下、「基準」という。）は、防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例施行規則（平成11年3月31日規則第14号）第4条の審査を行うにあたり、次のとおり基準事項を具体的に定めるものとする。

保育の必要性の事由	具 体 的 な 状 態
1 居宅内外で労働することを常態としていること。	① 原則として、就労日数が月16日以上かつ就労時間が午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日4時間以上あるもの。（※長期休業のみ利用の場合は月16日以上かつ1日4時間以上就労しているもの。） ② 変則勤務の場合は、週32時間以上の就労時間であるときは、①の一部を満たさなくても可とする。 ③ 夜間、労働に従事し、昼間に休養することを常態としているもの。 ④ 農業の場合は、耕作面積30アール以上または農産物販売金額が50万円以上のもの。
2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	① 出産予定日から起算して前8週間の属する月又は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあって、出産の準備又は休養が必要な状況にあるもの。 ② 産前については、①の期間外であっても、医師より特別な安静を必要とされている場合を含む。 ③ 出産は、妊娠3か月以上の分娩で、死産及び早産、流産を含む。
3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	① 入院療養又は自宅療養しているもの。ただし、自宅療養者については、通院加療を行い、療養のため児童の保育に支障があると認められるもの。産後の不良を含む。 ② 療育手帳の交付を受け、重度又は中度と判定されたもの。 ③ 身体障害者手帳の交付を受け、1級から3級に判定されたもの。 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に判定されたもの。 ⑤ ②、③及び④の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると認められるもの。
4 同居の親族（長期間入院をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。	① 同居の親族である臥床者及び心身障害者(児)を病院又は自宅において常時介護しており児童の保育に支障があると認められるもの。 ② 介護の対象となる臥床者及び心身障害者(児)とは、療育手帳の交付を受け、重度又は中度と判定されたもの、身体障害者手帳の交付を受け、1級から2級に判定されたもの、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に判定されたもの及び医師により親族による介護が必要であると判断されたもの。 ③ 常時介護とは、原則として月16日以上かつ午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日4時間以上、看護に従事することをいう。なお、病院、養護学校及び障害者(児)施設等に、通院、通学及び訓練等のため、付き添いをしているものを含む。
5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっているもの。

6 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。	昼間、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っており入級後90日以内に就労するもの。
7 次のいずれかに該当すること。	① 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 ② 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練等、又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練等を受けているもの。 ③ ①、②は、月16日以上かつ午後2時から午後6時30分までの間の時間を含み1日4時間以上、通所により就学するもの。
8 次のいずれかに該当すること。	① 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 ② 配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められるもの。
9 市長が、認める前各号に類する状態にあること。	① 防府市犯罪被害者等支援条例に規定する犯罪被害者等で、児童の保育を必要としているもの。 ② 基準4号②、③に該当する別居の親族の常時介護のため児童の保育に支障があると認められるもの。 ③ その他児童の保育に支障がある状態と特に認められるもの。

(注) 1 上記保育の必要性の事由に該当する場合でも、65歳未満の同居の親族やその他の者が、児童の保育に当たることができる場合は、この限りでない。

2 なお、防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例施行規則第3条の定員の「概ね」の扱いについては「1割」と解釈することとし、適切な保育をするための各施設の許容範囲と考えるものとする。

3 また、その定員を超える場合は、入級選考基準により審査する。

(決裁区分)

第2条 この基準の決裁区分は、課長専決事項とする。

附 則

1 従前の基準は、廃止する。

(施行期日)

2 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。